

## 雲南市告示第 号

### 雲南市民間賃貸住宅家賃助成事業補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この告示は、市内の民間賃貸住宅に市外から移り住む市内就業者に対し、雲南市民間賃貸住宅家賃助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、雲南市補助金等交付規則（平成16年雲南市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 この補助金は、市内就業者の定住の促進、雇用の確保及び地域の活性化を図ることを目的とする。

#### (定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業所 市内に所在する事業所
- (2) 市内就業者 市内事業所で就業する正職員（雇用期間の定めのない雇用契約を締結している者に限る。以下同じ。）をいう。
- (3) 民間賃貸住宅 建物所有者との賃貸借契約により賃借人が自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次に該当するものを除く。
  - ア 市営住宅その他公的な賃貸住宅
  - イ 社宅、寮その他の雇用者から貸与されている住宅
  - ウ 三親等内の親族が所有している住宅
- (4) 入居者 民間賃貸住宅に居住する全ての者をいう。
- (5) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する市の住民基本台帳に記録されていること（外国人住民にあつては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格をもって記録されている場合に限る。以下同じ。）をいう。
- (6) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃貸料の月額（管理費、共益費、駐車場料金その他の賃貸住宅の管理に係る料金を除く。以下同じ。）をいう。
- (7) 子育て世帯 夫婦（事実上婚姻関係と同様な事情にある場合を含む。以下同じ。）若しくは夫婦のいずれか一方が申請時に出生した日から40歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者の世帯又は当該申請時に出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもがいる世帯をいう。

(補助対象者)

第4条 補助の対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす市内の民間賃貸住宅に居住する市内就業者とする。

- (1) 平成31年4月1日以降に本市に少なくとも3年以上定住する意欲を持って市外から転入し、転入の日前1年間において市内に住所を有していなかった者であること。
- (2) 本市における居住が転勤、就学等に伴う一時的な居住ではないこと。
- (3) 入居者が民間賃貸住宅の賃貸借契約の名義人となり、当該住宅の家賃を支払っていること。
- (4) 入居者に国家公務員、地方公務員又は地方独立行政法人の役員若しくは職員がいないこと。
- (5) 入居者に外国人を含む場合は、その外国人が出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に基づき永住許可を受けた者であり、住民登録されていること。
- (6) 入居者が市又は転入前の住所地の市町村において納入すべき税及び使用料等を滞納していないこと。
- (7) 入居者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていないこと。
- (8) 入居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (9) 入居者が市内に他の住宅を所有又は借用していないこと。
- (10) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助額等)

第5条 補助金の額は、入居者の家賃から事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関する全ての住宅手当の月額を控除した自己負担額(1,000円未満の端数は切捨て)の2分の1とし、月額の助成限度額は次の各号に掲げる区分とする。

- (1) 子育て世帯 30,000円
- (2) 子育て世帯以外 20,000円

- 2 補助金を受けることができる期間は、通算して12月を限度とする。
- 3 補助金は、家賃、住宅手当等に変更があった月分以降、補助金の額を変更する。
- 4 補助金の交付対象となる期間において、入退去により日割で計算する家賃の支払がある場合における当該月の家賃については、補助金の交付対象としない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、雲南市民間賃貸住宅家賃助成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 入居者の住民票(発行日から1月以内のものに限る。)
- (2) 入居者の市税等に係る納税証明書。ただし、住民税賦課期日後に転入した場合は、転入前の市町村の住民税に係る納税証明書(交付申請時点で最新のものに限る。)
- (3) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し(契約者、家賃の額及び支払の時期のわかるものに限る。)
- (4) 雲南市民間賃貸住宅家賃助成補助金対象額計算書(様式第2号)
- (5) 雇用及び住宅手当支給証明書(様式第3号)
- (6) 誓約書兼同意書(様式第4号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、初年度にあつては申請に係る建物の賃貸借契約の締結の日の翌日から起算して90日以内かつ本市の住民基本台帳に記録された直近の日の翌日から起算して30日以内の日で、市長が定める日までに、初年度の翌年度にあつては当該年度の4月中に行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、申請内容が適正であると認めた場合は、規則に定める交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更の届出)

第8条 前条の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、雲南市民間賃貸住宅家賃助成事業補助金変更・中止(廃止)交付申請書(様式第6号)を市長に提出しその承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の承認をした場合に準用する。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、4月から9月分までの家賃にあつては9月末日までに、10月分から3月分までの家賃にあつては3月末日までに、規則に定める補助事業等実績報告書に雲南市民間賃貸住宅家賃助成事業補助金実績報告内訳書(様式第8号)及び家賃を支払ったことを確認することができる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があつたときは、当該報告を審査し、

適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則に定める補助金等確定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、市長に補助金の交付を請求することができる。前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、規則に定める補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(実態調査等)

第12条 市長は、補助金を適正に交付するために必要とする場合は、申請者若しくは交付決定者に対し報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

(交付対象資格の喪失)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該月分以降の補助金は交付しない。

(1) 第3条第1項第7号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 第4条に規定する補助の対象者に該当しなくなったとき。

(補助金の決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 前号に掲げる者のほか、この告示の規定に違反したとき

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、期限を定めて当該交付決定者に対し、当該取り消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの規定に基づき既に交付された交付申請に係る補助金の交付に関しては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。